

〔保健福祉部 保健センター 所管〕

04010204 がん検診事業

予算書P. 128

(単位：千円)

| | 新年度 | 前年度 | 差 | 主な名称 |
|-------|--------|--------|-------|-----------------------|
| 事業費 | 52,401 | 51,534 | 867 | |
| 国庫支出金 | 0 | 0 | 0 | |
| 県支出金 | 0 | 0 | 0 | |
| 地方債 | 0 | 0 | 0 | |
| その他 | 3,206 | 3,879 | △ 673 | 胃がん検診負担金, 大腸がん検診負担金 外 |
| 一般財源 | 49,195 | 47,655 | 1,540 | |

【背景(なぜ始めたのか)】

胃がん検診は昭和36～37年に開始, 子宮がん検診は集団検診の普及により昭和43年から開始された。その他のがん検診は, 昭和58年に施行された老人保健法に位置づけられ実施。現在は健康増進法に位置づけられ実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民ががん検診を受診することにより, がんの早期発見, 早期治療につなげる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

各種がん(胃がん・大腸がん・肺がん・前立がん・子宮頸がん・乳がん) 検診を集団検診及び医療機関検診で実施する。

【集団検診】…胃がん・大腸がん・肺がん・前立がん・子宮頸がん・乳がん

委託医療機関と調整して日程と健診会場を設定し, 各がん検診の検査方法で実施する。

【医療機関健診】…子宮頸がん・乳がん

受診を希望する人が検診指定医療機関で検診を受ける。年度末まで実施。

(単位：人)

| 検診名 | | 実施方法 | 実施時期 | 受診人数(見込) |
|---------------------------|---------|----------------|----------------|----------|
| 胃がん検診 | | 集団検診 | 6月・9月下旬～10月・1月 | 2,500 |
| 子宮がん検診 | | 集団検診 | 6月・7月・11月 | 1,400 |
| | | 医療機関 (個別方式) | 4月下旬～3月下旬 | 800 |
| 肺がん検診(65歳以上は結核検診としても同時実施) | | 集団検診 | 6月・9月・1月 | 6,500 |
| かくたん検診 | | 集団検診 | 6月・9月・1月 | 50 |
| 乳がん検診 | 超音波 | 集団検診 | 6月・7月・11月・1月 | 780 |
| | | 医療機関 (個別方式) | 4月下旬～3月下旬 | 310 |
| | マンモグラフィ | 集団検診 | 6月・7月・11月・1月 | 850 |
| | | 医療機関 (個別方式) | 4月下旬～3月下旬 | 440 |
| 大腸がん検診 | | 集団検診 | 6月・9月下旬～10月・1月 | 3,900 |
| 前立腺がん検診 | | 集団検診 | 6月・9月・1月 | 1,300 |

| | 新年度 | 前年度 | 差 | 主な名称 |
|-------|-------|-------|-------|------------|
| 事業費 | 5,326 | 4,848 | 478 | |
| 国庫支出金 | 0 | 0 | 0 | |
| 県支出金 | 1,853 | 1,191 | 662 | 健康増進事業費補助金 |
| 地方債 | 0 | 0 | 0 | |
| その他 | 0 | 0 | 0 | |
| 一般財源 | 3,473 | 3,657 | △ 184 | |

【背景(なぜ始めたのか)】

老人保健法により基本健診が位置づけられた。その後健康増進法に法改正され、平成20年度から40歳以上の生活保護受給者の健康診査、肝炎検診が対象となった。健康づくり健康診査は、守谷市単独事業として平成5年度から実施している。骨粗しょう症検診、歯科検診は健康増進事業により実施する。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

対象者が各種健診を受けることで、生活習慣病予防、重症化予防につなげる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

健康診査内容

①40歳以上の生活保護受給者の健康診査 ②健康づくり健康診査(19～39歳までの市民) ③肝炎検診(40～75歳までの過去に肝炎検査を受けたことがない市民) ④骨粗しょう症検診(40歳～70歳までの女性) ⑤歯科検診(40・50・60・70歳)

受診方法

①～③は健診を希望する者が、特定健康診査会場で受ける。④骨粗しょう症検診は検診を希望する者が保健センター会場で集団検診で受ける。⑤歯科検診は検診対象者が指定歯科医院で検診を受ける。

| | 新年度 | 前年度 | 差 | 主な名称 |
|-------|-------|-------|-----|------|
| 事業費 | 5,386 | 5,187 | 199 | |
| 国庫支出金 | 0 | 0 | 0 | |
| 県支出金 | 0 | 0 | 0 | |
| 地方債 | 0 | 0 | 0 | |
| その他 | 0 | 0 | 0 | |
| 一般財源 | 5,386 | 5,187 | 199 | |

【背景(なぜ始めたのか)】

母子保健法に基づき実施。乳児健康診査、1歳6か月児健康診査は市で実施してきたが、3歳児健康診査は平成9年度に茨城県から母子保健業務が移管され、実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

乳幼児健康診査の受診率を高め、疾病の早期発見に努める。発育段階に合わせた節目の健診で子どもの育ちを確認し、保護者への保健指導や健診後の相談を通して、育児不安の解消に努め、親子ともに健やかな生活を送ることができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

【集団健診】

3～4か月児では計測、内科・整形外科診察と保健指導。1歳6か月児、3歳5か月児では計測、内科・歯科診察とフッ素化合物塗布または歯磨き相談、保健指導、さらに3歳5か月児では、尿検査、視力検査を実施。

対象者へ個人通知をし、月2回から3回保健センターで実施。未受診者には電話、再通知、訪問等で受診勧奨を行う。

【医療機関健診】

9～11か月の乳児と、通院等により主治医が必要と判断した3～6か月の乳児に対して、各1回県内の指定医療機関で必要な健康診査を実施。

(単位:人)

| 区分 | 健診名 | 実施回数 | 対象者数 |
|----|-----------|------------|------|
| 集団 | 3～4箇月児健診 | 24 | 676 |
| | 1歳6箇月児健診 | 24 | 549 |
| | 3歳5箇月児健診 | 27 | 667 |
| 個別 | 9～11箇月児健診 | 医療機関で個別に実施 | 660 |

04010213 新生児訪問事業

予算書P.132

(単位:千円)

| | 新年度 | 前年度 | 差 | 主な名称 |
|-------|-------|-------|-------|------------|
| 事業費 | 3,597 | 1,277 | 2,320 | |
| 国庫支出金 | 1,080 | 0 | 1,080 | 母子保健衛生費補助金 |
| 県支出金 | 0 | 0 | 0 | |
| 地方債 | 0 | 0 | 0 | |
| その他 | 0 | 0 | 0 | |
| 一般財源 | 2,517 | 1,277 | 1,240 | |

【背景(なぜ始めたのか)】

母子保健法に基づき茨城県が在宅助産師に委託していたが、平成9年に「母子保健事業」が移管され、市が実施している。平成21年度から県からの権限委譲により、低体重児訪問(2,500g未満)も市が実施することになった。産後ケア事業は、子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業の「母子保健型」を実施した場合に限り補助交付対象とする条件が削除され、平成28年5月から産後ケア事業単独実施への国庫補助が開始された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

乳児については、疾病の早期発見と健やかな成長の支援。産婦については、母乳栄養の確立と育児不安や産後うつなどの問題を抱えた産婦が、安心して子育てができるよう支援。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

(新生児訪問)市在住で、生後2か月までの乳児と産婦に対し、保健師、保育士及び委託助産師が、1～2回家庭訪問を実施し、体重測定、母乳栄養や育児の相談、産婦の心身の健康相談を無料で行う。

週1回、健康管理システムから対象者を把握し、電話で訪問希望を確認した後、担当者を決定する。訪問後、記録を提出し、必要に応じ事例検討を行う。

里帰り中の場合は、希望があれば里帰り先に依頼書を送付し、里帰り先で訪問を受けられるよう調整を行う。

医療機関から児の病気や母の心身の健康面等で訪問指導依頼があった場合は、早期に訪問対応してその結果を医療機関に返答する。

(産後ケア)産後4か月未満の産婦と乳児で、家族等から十分な家事・育児等の援助が受けられず、産後に体調の不調または育児不安等があり、医療管理入院を要しない方を対象に、医療機関または助産院等の産後ケア施設に、宿泊させ保健指導等を行うショートステイと、産後ケア施設に通所させ保健指導等を行うデイケアを実施する。利用希望者は申請し、承認を受ける。市は利用者状況をアセスメントし、産後ケア施設と連携する。利用後産後施設から報告を受ける。

| | 新年度 | 前年度 | 差 | 主な名称 |
|-------|--------|--------|-------|------|
| 事業費 | 56,119 | 57,110 | △ 991 | |
| 国庫支出金 | 0 | 0 | 0 | |
| 県支出金 | 0 | 0 | 0 | |
| 地方債 | 0 | 0 | 0 | |
| その他 | 0 | 0 | 0 | |
| 一般財源 | 56,119 | 57,110 | △ 991 | |

【背景(なぜ始めたのか)】

母子保健法第13条に基づき、昭和44年低所得妊婦に年2回、昭和49年全ての妊婦に妊婦健診助成を県が実施。平成9年度母子保健業務の移管で市が2回分の助成実施。「妊婦検診の在り方の提言」から平成19年5回助成。平成21年度から14回助成。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

守谷市に住民票のある妊婦の健康管理と胎児の順調な発育を定期的に確認するため、妊婦健診費用(指定検査項目)の一部を公費負担し、受診勧奨をし、適正な受診につなげる。

妊娠中毒症、貧血、糖尿病等妊娠中に発生する病気の早期発見により、母体と胎児の健康確保を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

母子健康手帳交付時に14回分の受診票を交付。転入妊婦には守谷市の受診票と交換。里帰りなどで他県の医療機関利用の場合、可能なら契約。未契約医療機関利用者には、償還払いによる支払い。契約医療機関へ委託費の支払いを行う。妊婦への定期健診の必要性の周知を行う。医療機関からの要指導対象者への指導。未受診者への受診勧奨。

| | 新年度 | 前年度 | 差 | 主な名称 |
|-------|---------|---------|----------|-----------|
| 事業費 | 184,882 | 195,591 | △ 10,709 | |
| 国庫支出金 | 0 | 0 | 0 | |
| 県支出金 | 0 | 0 | 0 | |
| 地方債 | 0 | 0 | 0 | |
| その他 | 31,364 | 0 | 31,364 | 地域福祉基金繰入金 |
| 一般財源 | 153,518 | 195,591 | △ 42,073 | |

【背景(なぜ始めたのか)】

予防接種法に基づき、定期の予防接種は市が実施主体で行う必要がある。また、任意予防接種は子育て世代の負担軽減、感染の恐れがある疾病の発生及び蔓延を予防するため費用助成を行っている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

小児の感染症の重症化予防と感染症の発生及び蔓延を防ぐ。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

接種を希望する保護者及びその児が医療機関でヒブ、小児肺炎球菌、B型肝炎、BCG、四種混合、不活化ポリオ、水痘、麻しん風しん混合(MR)、麻しん、風しん、二種混合、日本脳炎、子宮頸がん、おたふくかぜの予防接種を行う。

(単位:人)

| 予防接種名 | 予定延人数 |
|--------|-------|
| ヒブ | 2,605 |
| 小児肺炎球菌 | 2,605 |
| B型肝炎 | 1,960 |
| 四種混合 | 2,602 |
| 不活化ポリオ | 100 |
| BCG | 662 |
| 水痘 | 1,242 |
| MR | 1,352 |
| 麻しん | 2 |

(単位:人)

| 予防接種名 | 予定延人数 |
|--------------------------|-------|
| 風しん | 2 |
| 日本脳炎 | 3,513 |
| 二種混合 | 632 |
| 子宮頸がん | 5 |
| おたふくかぜ | 653 |
| インフルエンザ(1歳~12歳) | 5,076 |
| インフルエンザ(13歳~15歳) | 1,050 |
| MR(定期接種ができなかった人) | 5 |
| 風しん(妊娠を希望する女性及び妊娠中の女性の夫) | 70 |

04010220 高齢者予防接種助成事業

予算書P. 134

(単位:千円)

| | 新年度 | 前年度 | 差 | 主な名称 |
|-------|--------|--------|----------|-----------|
| 事業費 | 18,418 | 18,777 | △ 359 | |
| 国庫支出金 | 0 | 0 | 0 | |
| 県支出金 | 0 | 0 | 0 | |
| 地方債 | 0 | 0 | 0 | |
| その他 | 12,437 | 0 | 12,437 | 地域福祉基金繰入金 |
| 一般財源 | 5,981 | 18,777 | △ 12,796 | |

【背景(なぜ始めたのか)】

予防接種法に基づき、定期の予防接種は市が実施主体で行う必要がある。また、任意の肺炎球菌予防接種は、定期予防接種年齢以外の者に接種の機会を確保するため費用助成を行っている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

予防接種法に基づき、インフルエンザは伝染の恐れがある疾病の発生及び蔓延を予防するために、また、高齢者肺炎球菌は肺炎の重症化予防を目的とする。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

医療機関で接種した接種費用の一部を医療機関窓口もしくは償還払いにて助成する。

(単位:人)

| 予防接種名 | 予定延人数 |
|------------|-------|
| 高齢者インフルエンザ | 6,799 |
| 高齢者肺炎球菌 | 1,574 |

| | 新年度 | 前年度 | 差 | 主な名称 |
|-------|-------|-------|-------|------|
| 事業費 | 4,000 | 4,250 | △ 250 | |
| 国庫支出金 | 0 | 0 | 0 | |
| 県支出金 | 0 | 0 | 0 | |
| 地方債 | 0 | 0 | 0 | |
| その他 | 0 | 0 | 0 | |
| 一般財源 | 4,000 | 4,250 | △ 250 | |

【背景(なぜ始めたのか)】

不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を行い、治療環境を整えるため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

特定不妊治療(体外受精・顕微受精)を受け、茨城県の不妊治療助成の交付決定を受けている夫婦であり、かつ守谷市に1年以上住民票があり、市税の未納がない夫婦の経済的負担の軽減を行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1回の治療につき、県助成金額を差し引いた額で5万円を上限に助成する。平成26年度以降初申請の40歳未満の方は43歳になるまでに通算6回まで。40歳以上の方は43歳になるまでに通算3回まで。(平成27年度までに助成を受けた回数も通算される)平成28年度初申請の43歳以上の方は対象外。

茨城県不妊治療費補助金交付決定通知・特定不妊治療の期間を証明する書類・領収書を持参し、窓口で申請してもらう。受理後、市税の未納がないことなどを確認。審査後、確定の通知を発送、助成金を口座に振り込む。

周知は、県補助金申請窓口の竜ヶ崎保健所にチラシの配布依頼。

国の不妊治療助成の見直しがある場合は、それに合わせて市の助成も変更になる場合がある。

| | 新年度 | 前年度 | 差 | 主な名称 |
|-------|-------|-----|-------|-----------|
| 事業費 | 1,115 | 0 | 1,115 | |
| 国庫支出金 | 0 | 0 | 0 | |
| 県支出金 | 0 | 0 | 0 | |
| 地方債 | 0 | 0 | 0 | |
| その他 | 1,115 | 0 | 1,115 | 地域福祉基金繰入金 |
| 一般財源 | 0 | 0 | 0 | |

【背景(なぜ始めたのか)】

総合戦略アンケートで、相談できる場所やサービス、子育てに役立つ講座、行政からの情報提供は認知度が低いという結果が出た。現在は、広報、ホームページ、冊子、窓口対応や紙媒体設置であり、情報提供の限界を感じていた。そこで、子育て世代の情報収集の一般的なツールであるモバイルサービスを活用して簡潔に見える化し、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援のための子育て情報発信の環境整備が必要となったため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

妊婦及び0歳から中学生までの保護者に対し、子育て支援の情報発信を行う。妊娠・出産から子育て期まで情報発信の環境を整え、守谷市の子育てサービスに見える化し、支援サービスを利用しやすくすることで、子育てに関する不安の解消や孤立化防止を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

子育て情報モバイルサイトを開設し、①年齢別目的別に子育てに関する市全体の情報をホームページに繋げ、自分の知りたい情報がすぐに取り出せるようにする。②メール登録した方に、講座やイベント情報、健診など市や関係機関の情報を年齢ごとにお知らせメールを発信する。③予防接種の個人スケジュール管理と接種時期に個

人メールを配信する。④妊娠期・乳幼児期の年齢に応じた個別の記事（育児方法や成長過程など）を定期的に個人に配信する。



子育て支援のモバイルサイト